

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字下横田字犬 切七九五番二八地先から 同郡同町大字下横田字山田六 七六番三地先まで （ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十八日午前十時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十一月二十二 日付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第三六号で 告示した道路予定区域の全 部供用開始である。延長一 三四・七〇メートル</p>